

令和8年度

危機管理部 事業概要

(令和7年度実績)

令和8年8月

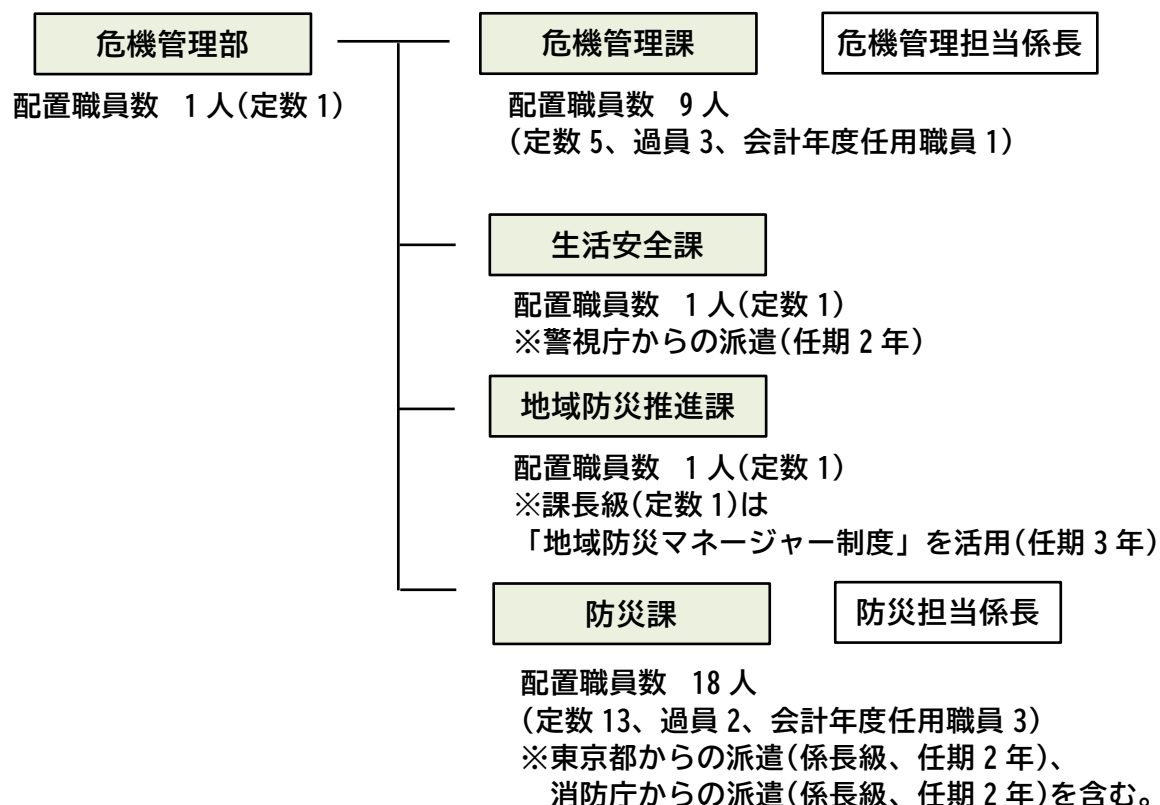
目次

1	組織(令和8年4月1日現在)	1
2	危機管理課所掌の主な事業	2
2-1	会議体	2
(1)	防災会議	2
(2)	国民保護協議会	2
2-2	資機材整備	3
(1)	概要	3
(2)	資機材備蓄状況	3
2-3	災害時優先携帯電話	4
(1)	根拠法規	4
(2)	概要	4
(3)	実績	4
2-4	危機管理要員宿舎	4
(1)	根拠法規	4
(2)	目的	4
(3)	概要	4
(4)	実績	4
2-5	防災士資格取得講座(災害対策本部会議構成員向け)	5
(1)	概要	5
(2)	実績	5
2-6	その他諸経費	5
2-7	特殊地下豪	5
(1)	概要	5
(2)	防空壕があった場合の対応	6
(3)	実績	6
3	生活安全課所掌の主な事業	7
3-1	生活安全パトロール	7
(1)	目的	7
(2)	委託先	7
(3)	体制	7
(4)	実施結果	7
3-2	地域安全パトロール	7
(1)	庁用車パトロール	7
(2)	目黒区地域安全パトロール協力会	8
(3)	地域安全パトロール団体(※個人含む。)への支援	8
(4)	地域安全パトロール研修会(例年、夏に実施)	9

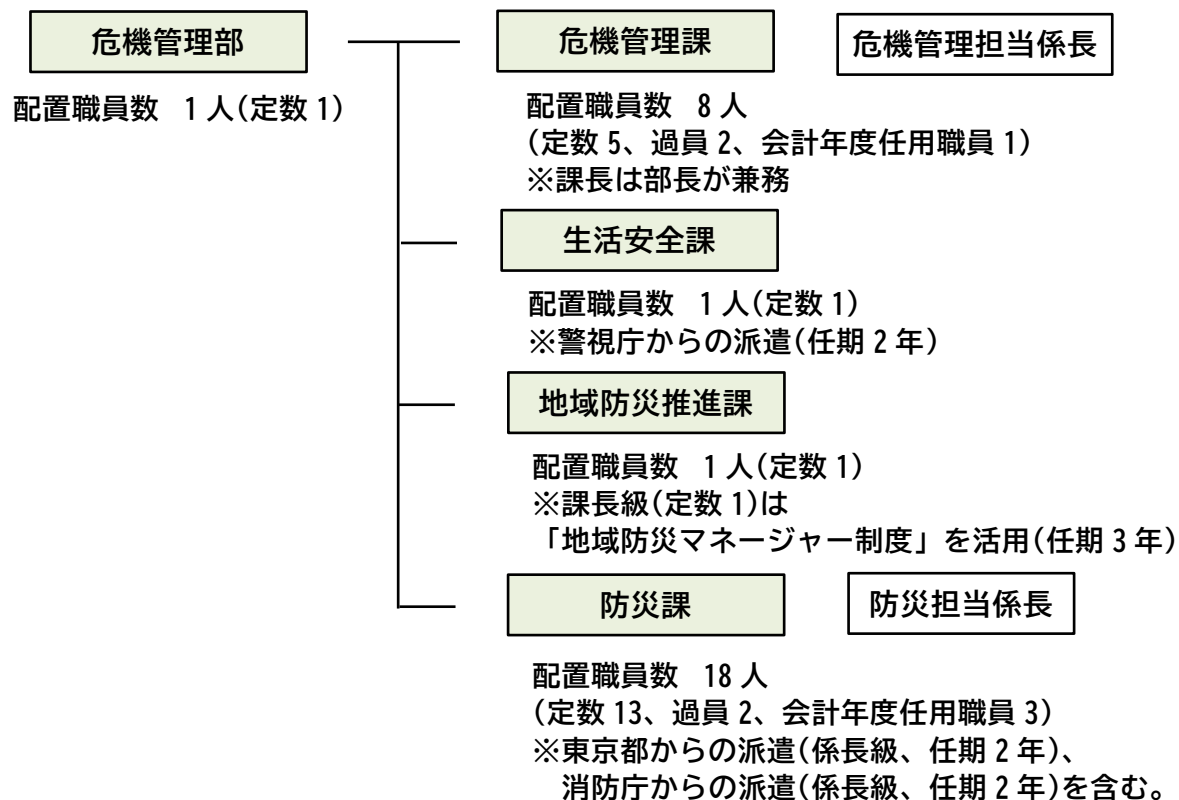
3-3	その他の防犯対策	9
(1)	防犯ブザーの配付	9
(2)	振り込め詐欺撲滅オヤコール運動推進キャンペーンの実施	9
3-4	目黒区生活安全対策協議会	9
(1)	設置	9
(2)	運営	9
3-5	防犯設備の整備補助	10
(1)	防犯設備の整備補助事業	10
(2)	地域における見守り活動支援事業	10
3-6	防犯機器等購入緊急補助事業	10
3-7	自動通話録音機貸与事業	11
3-8	自動着信拒否装置による迷惑電話ブロックサービスの委託事業	11
3-9	防犯カメラ運用経費、維持管理費補助	12
(1)	防犯カメラの運用経費(令和7年度)	12
(2)	防犯カメラの維持管理経費	12
4	地域防災推進課所掌の主な事業	13
4-1	災害対策本部運営	13
(1)	根拠法規	13
(2)	概要	13
4-2	国民保護	13
(1)	根拠法規	13
(2)	目的	13
(3)	概要	13
(4)	実績	13
5	防災課所掌の主な事業	15
5-1	防災センターの管理	15
(1)	防災センターの維持管理(庶務担当)	15
(2)	防災センターの改修(庶務担当)	15
5-2	初期消火対策(災対担当・庶務担当)	16
(1)	地域消火器の維持管理(災対担当)	16
(2)	家庭用消火器のあっせん・被保護世帯消火器支給(庶務担当)	17
5-3	防災関係組織の支援	18
(1)	防災区民組織支援(区民防災担当)	18
(2)	避難所運営協議会支援事業(区民防災担当)	20
5-4	目黒消防団運営補助(消防連携)	21
(1)	目黒消防団(消防連携担当)	21
(2)	目黒消防少年団運営補助	21
(3)	消防団マスターズ運営補助	22
5-5	災害対応力向上	22

(1) 食糧品等整備	22
(2) 資機材等整備	24
5-6 防災活動体制の充実	27
(1) 防災訓練	27
(2) 防災被服等整備	29
(3) 行政無線維持管理	29
(4) 災害情報システム維持管理(災害情報共有システム+高所カメラ)	30
(5) 緊急地震速報システム維持管理	31
(6) 被災者生活再建支援システム維持管理	31
5-7 地域防災力の向上	31
5-7-1 防災意識の普及啓発事業	31
(1) 啓発冊子作成(防災行動マニュアル・防災マップ)	31
(2) ハザードマップ作成(土砂災害・水害)	32
(3) 職員向け救急救命講習会(職員対象)	34
(4) A E D維持管理関係	34
(5) 防災用品のあっせん(自助)	34
(6) 防災講演会	35
(7) 起震車・煙ハウスの出向・トイレトラックの出向	36
5-7-2 防災士等育成・支援事業	36
(1) 防災士資格取得支援(区民対象)	37
(2) 防災士資格取得講座(区職員対象)	37
5-7-3 感震ブレーカー設置助成	38
(1) 感震ブレーカー設置支援事業(設置助成事業)	38
(2) 感震ブレーカー無償配付事業	39
5-7-4 防災地図アプリケーション	39
(1) 防災地図アプリケーション	39
5-8 帰宅困難者対策	40
(1) 帰宅困難者対策事業	40
5-9 目黒区災害対策基金災害対策基金積立	42
(1) ふるさと納税	42
5-10 防災広報の取組	42
(1) 目的	42
(2) 実績	42
5-11 要配慮支援者への対応	43
(1) 目的	43
(2) 概要	43

1 組織(令和8年4月1日現在)



【参考】令和7年度組織



2 危機管理課所掌の主な事業

2-1 会議体

(1) 防災会議

ア 根拠法規

災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)

目黒区防災会議条例(昭和 38 年 6 月目黒区条例第 8 号)

目黒区防災会議運営規程(令和 3 年 12 月 17 日付け目黒区防災会議会長決定)

イ 概要

区の地域に係る地域防災計画を作成し、及びその実施を推進するほか、区長の諮問に
応じて区の地域に係る防災に関する重要事項を審議するために設置

ウ 開催実績(令和 3 年度から令和 7 年度まで)

年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
回数	1	1	1	0	1
案件数	3	5	3	0	2

エ 予算執行実績(令和 3 年度から令和 7 年度まで)

目黒区防災会議委員報酬

年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
執行額	35,000	40,000	45,000	0	35,000

(2) 国民保護協議会

ア 根拠法規

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成 16 年法律第 112 号)

目黒区国民保護協議会条例(平成 18 年 3 月目黒区条例第 6 号)

イ 概要

区の区域に係る国民の保護のための措置に関し広く住民の意見を求め、区の、国民の保
護のための措置に関する施策を総合的に推進するために設置

ウ 開催実績(令和 3 年度から令和 7 年度まで)

年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
回数	0	0	0	0	2
案件数	0	0	0	0	3

エ 予算執行実績(令和 3 年度から令和 7 年度まで)

目黒区国民保護協議会委員報酬

年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
執行額	0	0	0	0	75,000

2-2 資機材整備

(1) 概要

危機対応に係る職員用資機材の調達、備蓄、配布等を実施

(2) 資機材備蓄状況

(令和8年3月末時点)

	品名	備蓄数		備考
1	感染対策防護服	90	組	
2	不織布マスク	215,700	枚	
3	手指消毒剤	1,500	ℓ	期限切れ 690ℓ余廃棄
4	皮膚赤外線体温計	50	個	
5	感染防止手袋	約 2,900	枚	
6	防刃手袋	9	双	
7	トランジスタメガホン	7	個	
8	防塵めがね(ゴーグル型)	72	個	
9	ケプラー手袋	250	双	
10	ヘッドライト	100	個	
11	ビデオカメラ	1	台	
12	ポータブルテレビ	9	台	
13	電池式ランタン	64	個	
14	蛍光灯付ライト	2	個	
15	懐中ライト	10	個	
16	刺股	3	本	
17	トリアージタッグ	2,450	枚	
18	目黒区大地図	1	枚	
19	手回し/ソーラー蓄電ラジオ	10	個	
20	コンパクトシュラフ(寝袋)	10	個	
21	エアーマット	10	個	

2-3 災害時優先携帯電話

(1) 根拠法規

災害時優先携帯電話運用要綱

(2) 概要

災害時優先通信サービスが利用できる携帯電話を整備することで、発災時の通信環境を担保し、指揮命令系統の確保を図る(災害時優先通信サービス：災害等の非常時に、通信制限等の影響を受けることなく「発信」を行うことができるサービス)。

なお、令和3年度末の3G回線端末利用期間終了に伴い、全16台をフィーチャーフォンからスマートフォンへ入れ替えた。その際新たに予備機3台を追加し、令和8年3月末現在、全19台を管理している。

(3) 実績

災害時優先携帯電話使用料

年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
金額(円)	166,310	460,639	681,865	632,090	673,651

2-4 危機管理要員宿舎

(1) 根拠法規

危機管理要員宿舎の設置及び管理に関する要綱

危機管理要員宿舎入居者引越費用助成金申請事務処理要領

(2) 目的

区内に危機管理要員及びその家族が居住に供する「危機管理要員宿舎」を確保することで、災害等の緊急事態が夜間・休日に発生した場合に、危機管理要員が迅速かつ円滑に態勢を整え災害対応を行うため。

(3) 概要

危機管理要員が夜間、休日等に危機管理を円滑に行うために使用する危機管理要員宿舎を区内に2戸確保し、管理している。

(4) 実績

単位：千円

	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	備考
特別旅費	0	0	0	0	0	転居費用(勤務庁の異動あり)
通信運搬費	125	125	117	143	151	インターネット使用料(固定分)
使用料及び賃借料	351	15	0	0	0	家電の借上げ(R4.5月～買い取り)
補助金及び交付金	0	0	0	0	0	転居費用(勤務庁の異動なし)
委託料 - 清掃	124	66	70	0	0	ハウスクリーニング
委託料 - 設備保守	55	0	0	0	0	受水槽清掃(R4新規入居に伴い)
委託料 - 施設運営	60	-	-	-	-	保守点検委託(R4～住宅課へ組換)

2-5 防災士資格取得講座(災害対策本部会議構成員向け)

(1) 概要

危機管理体制強化の一環として、令和 4 年度から災害対策本部会議構成員の防災士資格取得を支援している(民間事業者が主催する防災士資格取得講座の受講支援)。

※防災課での支援事業：平成 28 年度から第 1 非常配備態勢要員、庁外施設で初動対応に従事する職員など向けに支援を実施

※「防災士」とは：NPO 法人日本防災士機構が認証する資格で、“防災に関する相当程度の専門知識を持ち、地域や職場等で防災リーダーになり得る人材”とされている。

(2) 実績

	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	備考
受講者数(人)	2	2	4	4	
補助金及び交付金	121,000	125,400	250,800	250,800	受講料、登録料
即日帰庁旅費	1,300	0	3,148	7,084	旅費

2-6 その他諸経費

	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
即日帰庁旅費	26,295	38,488	30,782	36,935	25,051
消耗品費	832,283	1,438,444	272,312	742,691	2,3607,467
印刷製本費	18,700	9,240	1,352,853	10,450	0
図書等購入費	15,136	63,778	111,526	96,954	94,974
電波受信料	7,102	7,102	7,102	5,652	-
使用料及び賃借料	11,000	175,998	140,988	0	0
一般備品費	848,540	113,670	0	228,800	0
合計	1,759,056	1,846,720	1,915,563	1,121,482	23,727,492

※電波受信料は、令和 7 年度から総務課へ移管

2-7 特殊地下壕

(1) 概要

特殊地下壕(戦時中に旧軍、地方公共団体、その他これに準ずるものが築造した防空壕等)が見つかった場合、区で埋め戻し工事を行う。なお、当該工事については、国土交通省所管の特殊地下壕対策事業に定める補助(国庫補助金：事業費が 200 万円以上のものに対して補助率 1/2)の対象となる。

※個人が設置した防空壕等は対象外

※国庫補助は令和 8 年度までの時限措置となっている。

※区では平成 19 年度を最後に埋め戻し工事实績はなし

※平成 29 年度特殊地下壕実態調査結果によると、東京都内に現存する地下壕は 196 件
(目黒区該当なし)

(2) 防空壕があった場合の対応

建築課/道路公園課に連絡し、両課立ち合いの下で現状確認を行う。文献調査等と併せて、旧軍等が設置したことの確認がとれた場合には、区で埋め戻し工事を行う。

(3) 実績

年度	住所	詳細	金額(円)
H17 年度	大橋二丁目 16 番	上目黒氷川神社境内	9,076,200
H18 年度	大岡山一丁目 29 番	集合住宅建設予定地	1,575,000
	上目黒三丁目 33 番	個人住宅建設現場	450,000 (土木工事課予算)
	大岡山一丁目 20 番	集合住宅建設現場	1,893,150
H19 年度	緑が丘一丁目 6 番	-	7,469,700

3 生活安全課所掌の主な事業

3-1 生活安全パトロール

(1) 目的

ひったくりや侵入窃盗など、区内で発生する犯罪の未然防止と子どもに対する犯罪の未然防止を図り、区民の安全・安心を確保

(2) 委託先

株式会社コアズ 61,380,000 円 ※1 月当たり 5,115,000 円(令和 7 年度実績)
1,943,700 円 ※青色パトライト交換業務(令和 7 年度実績)

(3) 体制

生活安全課指揮の下、区内警察署等の関係機関との連携を図りながら、平成 16 年 4 月 1 日から民間警備会社に委託して実施

ア パトロール車 3 台(うち予備車 1 台)、各車両警備員 2 名配置

(午前 7 時～午後 3 時は 2 台、午後 3 時～午前 7 時は 1 台)

イ 365 日 24 時間生活安全パトロール

ウ ①地域巡回、②立ち寄り警戒、③ローラー巡回の 3 段階による運用

(4) 実施結果

区分	令和 7 年度実績
学校関係施設への立ち寄り警戒(小中学校・保育園・児童館等)	延べ 9,052 回
学校関係施設周辺の巡回、夜間警戒	延べ 9,564 回
区施設立ち寄り警戒(住区センター・地区サービス事務所等)	延べ 2,216 回
区施設周辺巡回、夜間警戒	延べ 7,674 回
町会等地域住民との合同パトロール	15 回
事件・事故等発生に伴う重点警戒実施	58 回
生活安全相談等の受理件数(※パトロール中対応分)	1 件
危険箇所の発見・初期対応	2 件
警察等関係機関等への通報・連絡	7 件
区立公園、児童遊園などの巡回	141 カ所を毎日約 2 回
その他(街灯球切れ・傷病人の手当て等)	177 件

3-2 地域安全パトロール

(1) 庁用車パトロール

平成 15 年 8 月 1 日の目黒区生活安全対策協議会の提言に基づき、防犯意識の高揚と犯罪抑止への強化対策として、平成 15 年 10 月 31 日から、庁用車に「地域安全パトロール目黒区」のマグネットシートを貼付して、区内を警戒走行

(2) 目黒区地域安全パトロール協力会

ア 概要

平成 16 年 3 月 19 日の目黒区生活安全対策協議会の提言に基づき、平成 16 年 7 月に「目黒区地域安全パトロール協力会」を設置

○加盟事業者

目黒郵便局、目黒区新聞販売同業組合、目黒メンテナンス事業協同組合、牛乳商業協同組合、目黒建設業連絡協議会、東京建築士会目黒支部など

加盟団体は、車両やバイク等に「地域安全パトロール 目黒区地域安全パトロール協力会」のステッカーやマグネットシートを貼り、事業活動を兼ねた巡回パトロールや事件・事故等の通報協力を実施

なお、平成 23 年 7 月より、団体登録の他に個人の登録も開始

イ 加盟状況(令和 8 年 3 月末現在)

○加盟団体

種別	貸与数
町会、自治会、PTA等	108 団体(7,660 人)※ うち 目黒地区 56 団体(2,216 人) 碑文谷地区 52 団体(5,444 人)
事業者	23 団体
個人	169 世帯(240 人*)

※うち令和 7 年度新規加盟 1 団体(9 人)

(3) 地域安全パトロール団体(※個人含む。)への支援

平成 15 年 8 月 1 日の目黒区生活安全対策協議会の提言に基づき、防犯意識の高揚と犯罪抑止への強化対策として「地域安全パトロール」の実施を支援

ア 防犯資機材の貸与

(ア) 令和 7 年度の貸与資機材

メッシュ反射ベスト、合図灯、反射腕章、防犯ステッカー、ミニ懸垂幕、帽子、ペットリード章、自転車用プレート

(イ) 新規に貸与した団体及び個人

種別	貸与数
町会、自治会、PTA等	2 団体 うち 目黒地区 1 団体 碑文谷地区 1 団体
事業者	4 団体
個人	19 人

イ 防犯情報等の提供

「生活安全ニュース」として、警視庁、目黒・碑文谷警察署等からのメールニュースや区内地域別主要犯罪発生状況等を郵送等により加盟団体あてに提供

ウ 普通傷害保険への加入

区は、地域安全パトロール団体及び個人が安心して自主防犯活動ができるように、パトロールの参加者を被保険者とする普通傷害保険に加入

種別	加入数
町会、自治会、PTA等	62 団体 うち 目黒地区 33 団体 碑文谷地区 29 団体
個人	186 人

(4) 地域安全パトロール研修会(例年、夏に実施)

令和7年7月4日(金)、区総合庁舎大会議室において、「区内の犯罪発生状況(目黒警察署生活安全課長)」や「防犯ボランティア(警視庁生活安全部生活安全総務課)」の講演など。

令和7年度は東京都が委託したプロ劇団員を招聘し、「特殊詐欺被害防止公演」を実施(参加者:45団体、90名)

3-3 その他の防犯対策

(1) 防犯ブザーの配付

平成15年12月15日開催の目黒区生活安全対策協議会の提言に基づき、児童・生徒の安全確認と被害を未然防止するための通報手段として、平成16年度から配付

・令和7年度実績

全児童生徒への配付の継続施策として小学校の新1年生児童及び転入者に1,930個を配付(区立は学校で配付し、国立、私立等は希望者に総合庁舎で配付)

令和8年度配付分として令和8年2月に1,910個購入(735,350円)

(2) 振り込め詐欺撲滅オヤコール運動推進キャンペーンの実施

毎月15日(休日の場合は、その前日の平日)に庁内放送により、オヤコール運動推進キャンペーンを区民に周知

3-4 目黒区生活安全対策協議会

(1) 設置

目黒区生活安全条例(平成11年3月12日制定・同年4月1日施行)第4条第1項

(2) 運営

目黒区生活安全対策協議会規則(平成11年3月制定・同年4月1日施行)

ア 委員は、次に掲げる者につき区長が任命し、又は委嘱する委員20人以内をもって組織

(ア) 目黒警察署の職員

(イ) 碑文谷警察署の職員

(ウ) 目黒防犯協会の会員

(エ) 碑文谷防犯協会の会員

(オ) 目黒消防署の職員

- (カ) 目黒消防団の消防団員
- (キ) 目黒区職員
- (ク) その他区長が必要と認める者
- イ 委員の任期は 2 年で、補欠委員の任期は前任者の残任期間。ただし、再任を妨げない。

3-5 防犯設備の整備補助

(1) 防犯設備の整備補助事業

ア 対象

「安全・安心まちづくり推進地区」として認定された商店街及び商店街の連合会

イ 補助率等

11/12(補助対象限度額 900 万円)

ウ 令和 7 年度実績

2 件 9 台 3,746,000 円

西小山商店街振興組合 4 台(更新 4)

自由が丘しらかば通り会 5 台(新規 2 更新 3)

(2) 地域における見守り活動支援事業

ア 対象

「安全・安心まちづくり推進地区※」内の町会、自治会及び連携する商店街等

イ 補助率等 23/24

負担割合：都 3/4 区 5/24 自己負担 1/24

補助対象限度額：【単独事業】600 万円

：【連携事業】900 万円

※防犯カメラ 1 台当たりの補助対象経費は 60 万円が限度

ウ 令和 7 年度実績

13 件 86 台 38,047,000 円

※「安全・安心まちづくり推進地区」

区内の商店街、町会、自治会及び学校 P T A などの地域団体が、積極的に地域の防犯・防火活動を行っている場合に、当該地域団体からの申請に基づき、区が、警察署及び消防署と連携して重点的な支援を実施する地区として選定した地区。東京都の防犯カメラ設置補助の申請者要件

3-6 防犯機器等購入緊急補助事業

空き巣など侵入盗被害を未然に防止するため、防犯性の高い錠などの建物部品の取付・交換を促進し、住まいの防犯性を高める目的で、防犯対策にかかった費用の一部を住まいの防犯対策助成事業として助成していたが、助成実績や侵入窃盗が減少傾向にあることを踏まえて平成 29 年度から事業を休止

令和 6 年度は、組織による侵入強盗事件が都内を含む関東地方を中心に連続発生したことを受けて区民の住居に対する防犯対策の促進を図り、区民の安全・安心を確保するため、令和 7 年 1~3 月に住まいの防犯対策助成事業を再開

令和 7 年度は、東京都の防犯機器等購入緊急補助事業の開始により、令和 7 年 5 月～令和 8 年 2 月に補助事業を実施

【令和 7 年度実績】

補助世帯 944 世帯（申請 957 件うち 13 世帯が補助品目対象外）

補助品目 1,069 品目

補助総額 23,837,000 円

負担割合：都 1/2 区 1/4 自己負担 1/4

上限：補助対象額 4 万円に対し補助上限 3 万円

品目名	補助品目数
防犯カメラ	357
カメラ付きインターホン	367
防犯フィルム	25
面格子	9
人感センサー・センサーライト	58
錠(補助錠も含む)	207
防犯砂利	21
センサーアラーム	14
ガラス破壊センサー	4
防犯ガラス	4
侵入盗防止装置(シャッターほか)	3
合計	1069

3-7 自動通話録音機貸与事業

振り込め詐欺被害防止を目的として、自動通話録音機を区内在住の主に 65 歳以上の高齢者に無償貸与

・令和 7 年度実績 自動通話録音機購入経費 150 台 425,700 円

3-8 自動着信拒否装置による迷惑電話ブロックサービスの委託事業

平成 30 年度から、危険な迷惑電話番号として登録された電話からの着信については呼び出し音が鳴らない自動着信拒否装置「トビラフォン」による迷惑電話ブロックサービスを実施

・令和 7 年度実績 委託料 479,650 円

3-9 防犯カメラ運用経費、維持管理費補助

防犯カメラの電気料金、共架料金・添架料金の一部を定額で補助するとともに、街頭防犯カメラ移設費や故障時の部品交換等の修繕費などの維持管理費について費用の一部を補助

(1) 防犯カメラの運用経費(令和7年度)

ア 補助金額

- ・電気料金 1台につき年 2,500 円
- ・共架料金(東電柱) 1台につき年 1,300 円
- ・添架料金(NTT柱) 1台につき年 650 円

イ 令和7年度実績

電気料金等補助額 53件 2,250,250 円

(2) 防犯カメラの維持管理経費

維持管理費として移設費及び修繕費等を補助

ア 負担割合・対象経費上限額

見守り活動支援事業(町会・自治会、連携) 都 1/2 区 1/3 自己負担 1/6

防犯設備の整備事業(商店街) 都 1/3 区 1/3 自己負担 1/3

対象経費上限額 1台につき 200,000 円

イ 令和7年度実績

維持管理費は令和7年度実績なし

4 地域防災推進課所掌の主な事業

4-1 災害対策本部運営

(1) 根拠法規

災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)

目黒区災害対策本部条例(昭和 38 年 6 月目黒区条例第 9 号)

(2) 概要

より効果的で即応性の高い災害対応を実現するため、ICS(Incident Command System)の考え方により編成した災害対策本部の運営を令和 6 年度から開始した。

一部の部では、外部の関係機関との連携も図りながら災害時の対応について訓練等を実施するとともに、その結果を踏まえたマニュアルの修正等の検討を行った。

4-2 国民保護

(1) 根拠法規

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(国民保護法)

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令

目黒区国民保護協議会条例

目黒区国民保護対策 2 本部及び緊急対処事態対策本部条例

目黒区国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例施行規則

(2) 目的

武力攻撃事態等において武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護し、並びに武力攻撃の国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるように国民の保護のための措置を的確に実施する。

(3) 概要

平成 19 年 3 月に目黒区国民保護計画を策定するとともに、必要な資機材の導入、保管、管理等を実施

令和 7 年度に計画変更作業を実施(令和 8 年 4 月計画変更)

(4) 実績

ア 特殊標章の管理

国民保護の職務を行う場合に使用するため、特殊標章の保管、管理を実施

品名	保管数
腕章	1,000 枚
帽章	1,000 枚
ヘルメット章	1,000 枚
場所章	120 枚
自動車章	70 枚

イ 緊急情報通信システム(E m - N e t)の導入

総合行政ネットワークを利用し、国から自治体に対して、国民保護法に基づく警報等の文書を迅速に通知するシステムを平成 19 年度に導入。受信端末は、危機管理課に 2 台、防災課に 1 台設置。毎月 1 回、通信テストを実施

ウ 全国瞬時警報システム(J - A L E R T)の導入

緊急地震速報、津波警報、弾道ミサイル情報といった対処に時間的余裕のない事態に関する緊急情報を、国(内閣官房・気象庁から消防庁を経由)から人工衛星を用いて送信し、市区町村防災行政無線を自動的に起動させることにより、住民に瞬時に伝達するシステムを平成 23 年度に導入(全国一斉情報伝達試験の実績については P. 29 参照)

5 防災課所掌の主な事業

5-1 防災センターの管理

(1) 防災センターの維持管理(庶務担当)

ア 根拠法規

目黒区地域防災計画

イ 目的

災害発生時の防災拠点(災害対策本部)及び中央地区備蓄倉庫として機能を管理する。

ウ 概要

災害発生時における地域の防災拠点となる防災センターの維持管理を行っている。

(ア) 防災センター(設備維持管理)

設備保守管理要員(昼1名、夜間～翌朝1名)、清掃員

主な点検設備	エレベータ、受水槽、汚水槽、消防設備、雨水ろ過装置、ポンプ設備、電気給湯器、発電機設備、発電機用燃料貯蔵タンク、直流電源装置、無停電電源(UPS)装置、自動制御装置、自家用電気工作物(受変電設備)、電話交換機等
--------	---

(イ) 地震の学習館跡施設(啓発コーナー)

地震の学習館は平成25年3月31日をもって閉館し、旧地震の学習館跡施設を活用した啓発コーナーも令和2年3月31日をもって閉鎖した。代替として区民等(学校)の団体から要望があった場合には起震車を派遣し、地震体験や煙体験が可能となっている。

(ウ) 中央地区備蓄倉庫

中央地区備蓄倉庫として防災センター内に併設。倉庫面積は402.31㎡

エ 執行額(総額)

単位：千円

3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
51,788	71,571	76,420	50,580	57,522

(2) 防災センターの改修(庶務担当)

ア 根拠法規

目黒区地域防災計画

イ 目的

東京都が進める都市計画道路補助26号線の整備に合わせ、同都道からのアクセス可能な通路を確保する。

ウ 概要

防災センター南側(防災倉庫前)に設置されているフェンス・植栽を撤去し、車両の通行に耐えられるよう排水管等を再整備の上、スロープ状の開口部を設ける。

5-2 初期消火対策(災対担当・庶務担当)

(1) 地域消火器の維持管理(災対担当)

ア 根拠法規

東京都震災対策条例第8条・第25条、目黒区災害対策基本条例第6条

イ 目的

初期消火対策の充実を図ることにより、火災被害の拡大防止を目的とする。

ウ 概要

(ア) 地域に設置している街頭消火器の整備及び点検、取替え、薬剤詰替えの維持管理を行っている。

(イ) 平成27年度～令和元年度の5か年で、街頭消火器を地区ごとに50本ずつ、合計250本を増設する事業を実施計画事業として実施した(計画250本⇒実績299本)。

また、令和2年度～5年度は重点化対象事業として、令和6年度以降は経常経費として事業を継続し、区内全域で毎年50本増設している。点検はシルバー人材センターに隔年で委託

エ 設置の考え方

設置基準(目黒区地域防災計画)である60mメッシュで配置(私道・商店街でも同じ基準)。

設置箇所は防災地図アプリで表示(年1回更新)

オ 実績

(ア) 街頭消火器設置(各年度末現在) ※目標本数は4,500本程度

	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
設置数	4,485	4,445	4,441	4,439	4,445
新設数	50	50	49	57	57
撤去数	45(27)	49(23)	43(27)	59(42)	47(33)

※カッコ内は撤去数の内防災課が撤去した数

(イ) 消火器維持管理

	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
消火器更新(10年)	775	597	315	453	447
消火器詰替(5年)	0	143	253	168	176
格納箱更新(10年)	185	199	252	81	251

(ウ) 街頭消火器弁償件数

年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
件数	10件	15件	13件	14件	10件

(エ) 街頭消火器使用件数

年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
件数(本数)	3(5)	2(2)	0	6(8)	2(2)

カ 執行額

単位：千円

3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
21,855	21,063	18,214	23,284	20,815

(2) 家庭用消火器のあっせん・被保護世帯消火器支給(庶務担当)

ア 根拠法規

東京都震災対策条例第 8 条・第 25 条、目黒区災害対策基本条例第 6 条

被保護世帯に対する消火器支給要綱

イ 目的

初期消火対策の充実を図ることにより、火災被害の拡大防止を目的とする。

ウ 概要

区では、初期消火力のさらなる向上を目指して、家庭用消火器や防災用品のあっせん事業を通じ、各家庭でいざという時に使いやすい場所に消火器の設置を推進している。

	種類	価格(税込み)
購入	住宅用粉末(ABC)消火器(蓄圧式) 薬剤 1.5 kg(日本ドライケミカル株式会社製)	1 本につき 7,000 円
薬剤詰替	粉 末 1.0 kg～3.5 kg 強化液 2.0ℓ～3.0ℓ	2,500 円～6,500 円 薬剤の種類・重量により異なる。
処分	リサイクルシールあり	1 本につき 1,500 円
	リサイクルシールなし	1 本につき 2,000 円

※令和 6 年 4 月から価格改定(令和 5 年：購入 1 本 6,900 円、詰め替え 2,400 円～6,200 円)

※あっせんしている蓄圧式消火器については、詰替えはできない。

※業務用の蓄圧・加圧式消火器や個々で購入した加圧式消火器は、消火器本体の耐用年数等に問題がない場合には薬剤の詰替えも行っている。

エ 実績

(ア) 家庭用消火器あっせん (薬剤詰替え含む。)

単位：本

年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
あっせん件数	273	232	200	649	262

※あっせん件数は申込数をカウント

(イ) 生活保護世帯消火器支給・薬剤詰替え件数

単位：本

年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
支給	42	31	31	34	26
薬剤詰替	0	0	0	0	0

オ 執行額

単位：千円

3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
453	304	341	401	400

(参考)区内における出火件数

3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
86 件	75 件	70 件	69 件	106 件

※件数は、年(1 月から 12 月まで)の集計

※令和 7 年の出火原因別

1 位はたばこ(10 件)、2 位はガステーブル等(7 件)、3 位は充電式電池(5 件)。

火災の予防対策を推進するうえで、ガスや電気器具の点検・整備、消火器や火災警報器の設置等を推進するほか、火気を使用している間は火元を離れない、コンセント付近を定期的に清掃する、充電式電池を正しく取扱うといった、基本的な火災予防行動に関する継続的な啓発や注意喚起に取り組む。

5-3 防災関係組織の支援

(1) 防災区民組織支援(区民防災担当)

ア 根拠法規

災害対策基本法第 5 条第 2 項、防災区民組織に対する助成金交付要綱

防災区民組織に対する防災資機材支給要綱

防災区民組織への防災資機材購入に係る補助金交付要綱

小型消防ポンプ及び防災資機材格納庫支給要綱

イ 目的

地域防災力の向上のため、防災区民組織の充実を図る。

ウ 概要

防災区民組織に対し、防災倉庫の設置(場所は町会等で決定)小型消防ポンプの支給、点検、修繕及び各種装備品の充実並びに運営費の助成を実施

防災区民組織の組織活動が円滑に行われるよう、防災資機材・備蓄 物資等の維持管理、印刷物等の作成配布、地域の防災訓練・消防訓練等の経費に対して助成

また、令和元(平成 31)年度から、結成から 40 周年を迎える防災区民組織に対し、その組織活動を円滑に行うために必要な防災資機材の購入に要した経費、上限 5 万円で助成する制度を開始

エ 実績

(ア) 運営費助成

① 助成金

年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
防災区民組織数	71	74	72	66	67

② 防災区民組織ポンプ支給一覧

年度	組織名
3 年度	支給なし
4 年度	・ 自由が丘町会防災部
5 年度	支給なし

6 年度	・ 洗足二丁目町会防災組織
7 年度	・ 向原東町会第一防災隊 ・ 清水町会消火隊 ・ 向原西町会防災区民組織

③ 小型消防ポンプ保守点検

年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
C 級ポンプ	17 台	17 台	17 台	15 台	17 台
D 級ポンプ	79 台	79 台	79 台	77 台	87 台

(イ) 装備品充実

① 格納庫支給一覧

年度	組織名	新再	設置場所
元	下中町会防災隊	新	下目黒三丁目 21 番 9 号 (不動公園内)
	大原町会防災組織隊	再	八雲五丁目 8 番 20 号 (区営八雲五丁目アパート内)
	目黒本町東町会防災部	再	目黒本町三丁目 5 番 14 号 (都道 420 号歩道上)
	清水東町民消火隊	再	目黒本町一丁目 10 番 6 号 (こなべ野公園内)
2	碑文谷一丁目町会 防災区民組織	新	碑文谷一丁目 22 番 22 号
	田道町会防災区民組織	再	中目黒四丁目 13 番 9 号
	五本木中町会防災区民組織	再	五本木二丁目 24 番 3 号
	上三烏森町会防災区民組織	新	上目黒三丁目 37 番 27 号
3	駒場町会防災隊	新	駒場二丁目 17 番 20 号
	東山三丁目自治会防災部	新	東山三丁目 16 番 7 号
	目黒本町五丁目南町会消火隊	新	目黒本町五丁目 9 番 11 号
	上三烏森町会防災区民組織	新	上目黒三丁目 39 番 20 号
	中央町一丁目町会	再	中央町一丁目 10 番
	新上六町会防災区民組織	新	青葉台一丁目 27 番
4	下町町会防災部消火班	新	下目黒二丁目 6 番 1 号
5	※実績なし		
6	向原東町会第一防災隊 向原東町会第二防災隊	新	目黒区目黒本町六丁目 10 番 1 号 (向原東みんなの街かど公園)
	洗足北町会防災隊	新	目黒区洗足一丁目 24 番 21 号 (洗足北共栄ひろば)

	清水町会消火隊	新	目黒区目黒本町二丁目 12 番 10 号 (清水池公園)
7	向原西町会防災区民組織	新	目黒本町六丁目 21 番 9 号(向原西 バス通り公園)

② 周年装備品支給(結成から 10 年ごとに支給 ※30 周年まで)

年度	組織名	年計
3	実績なし	
4		
5		
6		
7	三谷北町会第二自治消防隊 中根西町会防災区民組織	30

③ 資機材購入費補助(結成から 40 周年)

年度	対象組織数／申込組織数			
3	対象組織	4 組織	／	申込組織 4 組織
4	対象組織	4 組織	／	申込組織 2 組織
5	対象組織	3 組織	／	申込組織 2 組織
6	対象組織	2 組織	／	申込組織 2 組織
7	対象組織	1 組織	／	申込組織 なし

オ 執行額

単位：千円

3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
21,379	6,764	5,410	7,244	5,570

(2) 避難所運営協議会支援事業(区民防災担当)

ア 根拠法規

目黒区地域防災計画、避難所運営協議会運営費に係る費用助成要綱

イ 目的

発災時に円滑な避難所運営が行えるように、避難所運営協議会の運営費を助成し、協議会の推進を図る。

ウ 概要

令和 7 年度末現在、避難所運営協議会は 19 住区。住区エリアごとに結成された避難所運営協議会に対し、1 協議会当たり年度につき 4 万円を上限に、また住区内に地域避難所が複数ある場合には、2 か所目以降 2 万円ずつを加算して、運営経費を助成している。

エ 助成実績

3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
6 件	9 件	11 件	11 件	10 件

オ 執行額(助成金)

単位：千円

3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
311	480	600	600	580

5-4 目黒消防団運営補助(消防連携)

(1) 目黒消防団(消防連携担当)

ア 根拠法規

目黒区消防団等補助金交付要綱

イ 目的

目黒消防団の円滑な運営及び効果的な活動の維持に寄与する。

ウ 概要

目黒消防団の組織の整備や活動に必要な装備品等に関する事業に要する経費の補助を実施。訓練費や住民への指導費などに対する一般事業費補助と、装備費や消防団募集活動費などに対する特別事業費補助とに分かれている。

エ 団員数

単位：人

	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
男	249	240	237	234	240
女	215	189	192	190	197
合計	464	429	429	424	437

※東京医療センター内にある東京医療保健大学の学生(看護師)を含む。

引き続き消防団員の加入については、区としても促進。女性団員の比率は 45.1%

オ 装備品支給

3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
支給なし	支給なし	支給なし	支給なし	冷却ベスト(500 着)及び冷却材(2,500 個)

カ 執行額

単位：千円

3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
8,237	9,505	10,823	10,823	12,330

(2) 目黒消防少年団運営補助

ア 根拠法規

目黒区消防団等補助金交付要綱

イ 目的

目黒消防少年団の円滑な運営及び効果的な活動の維持に寄与する。

ウ 概要

目黒消防少年団の組織の整備や訓練等に関する事業に要する経費の補助を実施

エ 団員数

単位：人

3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
47	50	43	53	40

オ 補助金執行額 単位：千円

3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
150	150	150	150	150

(3) 消防団マスターズ運営補助

ア 根拠法規

目黒区消防団マスターズ補助金交付要綱

イ 目的

目黒消防団マスターズの円滑な運営及び効果的な活動の維持に寄与する。

ウ 概要

目黒消防団マスターズの組織整備や訓練・審査会等に関する事業に要する経費の補助を実施

エ 団員数 単位：人

3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
21	18	17	20	16

オ 補助金執行額 単位：千円

3 年度※	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
-	115	115	115	115

※新型コロナウイルス感染症により全ての予定が中止となったため、執行なし

5-5 災害対応力向上

(1) 食糧品等整備

ア 根拠法規

災害対策基本法第 49 条、東京都震災対策条例第 44 条

目黒区災害対策基本条例第 6 条

イ 目的

災害発生時に必要となる避難生活者用として発災後 3 日分の食糧を確保するとともに、生活必需品等物資を整備する。

ウ 概要

(ア) 令和 4 年 5 月に発表された都の首都直下地震の被害想定(都心南部直下地震)における避難所生活者数の 47,448 人を想定し、一人 1 日 3 食分でアルファ化米・クラッカーなど 513,000 食の食糧と、一人 1 日 3ℓ分で 513,000ℓの飲料水を備蓄

(対象人数) $48,000 \text{ 人} \times 1.2 \text{ 倍(在宅避難者分)} \div 57,000 \text{ 人}$

○食糧 $57,000 \text{ 人} \times 3 \text{ 食} \times 3 \text{ 日分} = 513,000 \text{ 食}$

○飲料水 $57,000 \text{ 人} \times 3\ell \times 3 \text{ 日} = 513,000\ell$

(イ) 災害発生時に必要となる衛生用品や粉ミルク(アレルギー対応含む。)などの応急対策用物資を備蓄

(ウ) 令和 2 年度には、平成 27 年度に職員向けに配備した職員向け食糧セットを入れ替え(令和 6 年度から個別配布から一括保管に変更)

工 実績

年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
食糧飲料水	ビスケット 39,296 食	ビスケット 18,944 食	ビスケット 37,888 食	ビスケット 26,624 食	ビスケット 28,032 食
	アルファ化米 24,500 食	アルファ化米 17,500 食	アルファ化米 17,100 食 トトご飯 17,100 食	アルファ化米 8,550 食 トトご飯 17,100 食 アルファ化米 (個食) 8,550 食	アルファ化米 8,550 食 トトご飯 17,100 食 アルファ化米 (個食) 8,550 食
	ソフトビスケット 38,580 食	ソフトビスケット 10,200 食	ソフトビスケット 34,212 食 クラッカー 10,290 食	ソフトビスケット 34,212 食 クラッカー 10,290 食	ソフトビスケット 23,940 食 クラッカー 10,290 食
	水 38,736 本	水 5,232 本	水 211,800 本	水 227,448 本	水 205,200 本
乳幼児用	粉ミルク (アレルギー用 38 缶・新生児一般用 608 缶)	粉ミルク (アレルギー用 38 缶・新生児一般用 608 缶)	粉ミルク (アレルギー用 38 缶・新生児一般用 608 缶)	粉ミルク (アレルギー用 39 缶・新生児一般用 624 缶) ほ乳瓶 1,520 個	粉ミルク (アレルギー用 37 缶・新生児一般用 592 缶)
職員用食糧	—	50 セット	—	— (一括保管)	—
要援護者用食糧	白粥 4,400 食 アレルギー対応 クッキー 5,472 食	—	—	アレルギー対応 クッキー 10,272 食	アレルギー対応 クッキー 10,272 食
その他	生理用品 68,760 枚 紙おむつ 15,544 枚	生理用品 41,760 枚 紙おむつ 10,908 枚	生理用品 10,584 枚 紙おむつ 4,686 枚	生理用品 78,192 枚 紙おむつ 15,602 枚	生理用品 68,780 枚 紙おむつ 16,096 枚

	(子供用) 6,150 枚 (大人用)	(子供用) 3,604 枚 (大人用)	(子供用) 3,958 枚 (大人用) 簡易式トイレ 収納袋 65,700 枚	(子供用) 4,844 枚 (大人用) トイレトイレットペーパー 16,458 個 救急医療セット 38 セット	(子供用) 6,150 枚 (大人用)
--	---------------------------	---------------------------	--	--	---------------------------

オ 執行額

単位：千円

3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
34,145	19,755	78,006	85,192	63,811

(2) 資機材等整備

ア 根拠法規

災害対策基本法第 49 条、東京都震災対策条例第 44 条

目黒区災害対策基本条例第 6 条、震災時協力井戸指定及び維持管理要綱

イ 目的

災害発生時に初動対応が図れるよう、応急対策用物資を整備する。

ウ 概要

- (ア) 避難所における応急対策用の資機材等の整備や保守点検を実施。令和 2 年度～3 年度にかけて、新型コロナウイルス感染症対策として、マスクや消毒液、非接触型体温計、フェイスシールド、ビニールシート、屋内型テント、段ボールベッド、防護服の整備を行った。
- (イ) 広域避難場所等案内板標識の清掃・修繕等の維持管理を実施
- (ウ) 震災時協力井戸及び学校等井戸の水質検査等の維持管理を実施
- (エ) 災害協定に基づき、石油燃料の優先供給のため、ローリングストックを実施
- (オ) 平成 29 年度～令和元年度の 3 か年で各地域避難所の発電機更新
(3000W 2 台→900W 6 台、1600W 2 台)
- (カ) 一部資機材(段ボールベッド、屋内型テント、発電機、小型消防ポンプ、大型炊飯器等)の取扱方法については、区公式 YouTube チャンネルにおいて動画配信
- (キ) 避難所用資機材整備の課題

令和 6 年 1 月に発生した能登半島地震の避難所の状況、過去の震災による災害関連死の発生状況等を踏まえ、避難所における衛生環境の充実を図るため以下の取組を実施

・プライバシースペースの確保

避難所生活の精神的な負担の軽減、プライバシーの確保を目的として、避難所にパーテーション(テント)を配備

・避難所用トイレの充実

避難所において想定される避難者に対して十分な数のトイレを確保していく必要がある。令和 7 年度から複数年計画で発災直後に使用可能である簡易トイレを配備予定

(ク) 貸出用排水ポンプの配備

令和7年7月、9月の大雨被害を受けて同年11月に策定した「目黒区豪雨対策サ
ポートプラン」に基づき、各地区サービス事務所、及び防災センターに区民貸出用の
排水ポンプを各2台、計12台配備

(ケ) 循環型トイレの導入

帰宅困難者が多く発生する駅周辺のトイレ需要への対応を強化するため、内閣府
「新しい地方経済・生活環境創生交付金(地域防災緊急整備型)」を活用し、災害時の
断水や停電時にも使用可能な循環型トイレを中目黒公園に整備

エ 実績

(ア) 資機材

年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
ウォーターパッカー 保守点検	2台	2台	2台	2台	2台
消耗品	地域避難 所・補完避 難所資機材 (燃料缶等)	地域避難所 資機材(燃 料缶等) 福祉避難所 用資機材 (なかめぐ ろホーム)	補完避難所 用資機材 (目黒日大)	地域避難所 用資機材 (目黒学院)	地域避難 所・福祉避 難所資機材 (燃料缶等)
備品購入	備蓄倉庫除 湿器	音声自動翻 訳機備蓄倉 庫用資機材 (棚) 福祉避難所 用資機材 (なかめぐ ろホーム)	補完避難所 用資機材 (目黒日大)	地域避難所 用資機材 (目黒学院)	循環型トイ レ 1基

(イ) 広域避難場所標識保守

東京都が指定する広域避難場所標識の新規作成、板面改修、修繕、清掃

年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
標識清掃・点検	広域避難場所・地域避難所・避難道路標識				
標識取替	—	10件	—	—	—

(ウ) 震災時協力井戸維持管理

生活用水の確保として、また水道管が使えなくなった場合の代替策として、震災時の協力井戸を整備

年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
指定井戸数	202 件	194 件	195 件	197 件	192 件
民有地修繕数	20 件	16 件	14 件	21 件	16 件
学校・公園修繕数	0 件	0 件	1 件	1 件	2 件
水質検査(民有地) ※新規除く。	隔年実施	181 件	隔年実施	188 件	隔年実施
区有井戸撤去	—	—	—	—	2 件

(エ) 保管委託

- ① 食糧保管 東京都米穀小売商業組合目黒支部協定)
② 燃料供給 東京都石油業協同組合品川目黒支部協定)

年 度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
精米	精米 910 袋 (30kg 袋)	精米 910 袋 (30kg 袋)	精米 910 袋 (30kg 袋)	—※	—※
燃料	ガソリン 5,000ℓ 軽油 4,000ℓ 灯油 1,000ℓ	ガソリン 5,000ℓ 軽油 4,000ℓ 灯油 1,000ℓ	ガソリン 5,000ℓ 軽油 4,000ℓ 灯油 1,000ℓ	ガソリン 5,000ℓ 軽油 4,000ℓ 灯油 1,000ℓ	ガソリン 5,000ℓ 軽油 4,000ℓ 灯油 1,000ℓ

※応急用精米の確保のための協定の見直しに伴い、保管に係る委託料は令和 6 年度以降は発生しない。

(オ) 防災倉庫設置工事

年度	防災倉庫	備蓄倉庫
3 年度	—	青葉台一丁目都有地
4 年度	—	—
5 年度	—	—
6 年度	目黒学院	—
7 年度	—	—

オ 執行額

単位：千円

3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
29,419	10,772	10,759	32,781	95,219

5-6 防災活動体制の充実

(1) 防災訓練

ア 根拠法規

災害対策基本法第 48 条、東京都震災対策条例第 41 条・第 42 条

目黒区災害対策基本条例第 12 条

イ 目的

防災技術を向上させて、災害対策活動への熟練を図るため、総合防災訓練、オンライン防災訓練及び初期消火対策訓練を実施

ウ 概要

(ア) 総合防災訓練

区、防災関係行政機関及び区民が一体となって緊密な連携を図り、地域防災力の向上を図れるよう総合防災訓練を実施

令和 5 年度からはファミリー層・若者層への参加を促す目的から、内容を見直し、住民参加型訓練(めぐろ防災フェスタ)として実施

(イ) 総合水防訓練

台風及び集中豪雨に対する水防の実践的活動能力の向上を図り、防災関係行政機関が連携して被害を最小限にとどめる対応を図れるよう総合水防訓練を実施している。

令和 5 年度から、ファミリー層・若者層への参加を促す目的から、内容を見直し、住民参加型訓練(めぐろ水防フェスタ)として実施

(ウ) 区が震災対策の一環として配布した小型消防ポンプやスタンドパイプ等の安全で効率的な基本操法を多くの区民が体得することにより、自主防災の確立、防災区民組織の活性化及び防災意識の高揚を図れるよう、初期消火対策訓練を令和 4 年度から実施

(エ) 地域避難所参集指定職員・風水害対策指定職員が避難所における様々な事態を想定した図上訓練を避難所運営協議会と合同で実施し、避難所運営における対応力の向上を図ることを目的として、参集指定職員等図上訓練を令和 4 年度から実施

(オ) 全国瞬時警報システム(Jアラート)の全国一斉情報伝達訓練を年 3~4 回実施

エ 実績

(ア) 総合防災訓練

※参加人数には運営従事者を含む。

年度	3 年度	4 年度	5 年度※2	6 年度※2	7 年度※2
実施日	11/21	中止※1 新型コロナ感 染拡大のため	9/3	9/8	11/2
会場	第七中		第一中	目黒中央中	第十中
参加人数	238		1,430	1,983	1,542
参加団体数	8		—	—	—
地区	南部		北部	中央	西部

※1 代替として 11/19 に目黒区職員合同防災訓練を区職員・教職員・関係団体のみで実施

※2 令和 5・6・7 年度は「防災フェスタ」として実施

(イ) 総合水防訓練

※参加者は関係者を含む。

年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
実施日	5/18	5/15	5/14	5/12	未実施
会場	中目黒公園	中目黒公園	中目黒公園	中目黒公園	
参加人数	103 人	102 人	790 人	1,261 人	

※令和 2 年度は区職員及び目黒消防署員のみで実施

(ウ) 初期消火対策訓練

年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
実施日	6/19	11/18	10/19	6/8
会場	十中	中目黒公園	中目黒公園	中目黒公園
参加人数	318 人	186 人	176 人	253 人
参加隊数	C 級	4 隊	2 隊	4 隊
	D 級	28 隊	21 隊	20 隊
	合 計	32 隊	23 隊	24 隊

(エ) 参集指定職員等図上訓練

年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
実施日	11/19	7/22	7/21	8/24
会場	五本木小	碑文谷体育館	総合庁舎 大会議室	総合庁舎 大会議室
参加人数	197 人	147 人	147 人	149 人
地区	中央	西部・南部	北部・東部	中央・南部

(オ) オンライン訓練

年度	5 年度	6 年度	7 年度
実施日	9/2	9/1	6/28
会場	ズーム(ZOOM)	ズーム(ZOOM)	ズーム(ZOOM)
参加人数	308 人	133 人	89 人
地区	全区	全区	全区

※参加人数はアカウント数

(カ) 全国瞬時通報システム(Jアラート)全国一斉情報伝達試験

年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
回数	3 回	3 回	4 回
訓練参加状況	7 月 12 日 中止 ※北朝鮮情勢等による	5 月 22 日 参加	5 月 28 日 参加
	9 月 20 日 参加	8 月 28 日 中止 ※台風 10 号の影響による	8 月 20 日 参加
	11 月 15 日 参加	11 月 20 日 参加	11 月 12 日 参加
	2 月 15 日 参加	2 月 12 日 参加	2 月 6 日 参加

オ 執行額

単位：千円

3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
2,383	3,371	11,484	9,868	11,451

(2) 防災被服等整備

ア 目的

災害対策活動従事のため区職員の防災服整備を図る。

イ 概要

(ア) 区職員の新規採用・転入及び交換に伴い防災服の貸与を行う。

(イ) 令和 2 年度は、会計年度任用職員を新たに非常配備体制に組み込むことに伴い、災害発生時の対応を安全に実施するために最低限必要であるヘルメットを購入

(ウ) 災害対策活動の効率的かつ安全な実施に資するため、機能性や視認性などの面から防災被服を見直し、令和 3 年度から 2 か年で区職員に配布

ウ 執行額

単位：千円

3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
10,490	35,229	3,929	3,155	5,218

(3) 行政無線維持管理

ア 根拠法規

災害対策基本法第 51 条、東京都震災対策条例第 45 条

目黒区災害対策基本条例第 6 条、目黒区防災行政無線管理運用規定

イ 目的

災害発生時に情報収集・伝達手段を確保するため防災行政無線の整備、維持管理を行う。

ウ 概要

防災行政無線

都道府県及び市区町村が「地域防災計画」に基づき、それぞれの地域における防災、応急救助、災害復旧に関する業務に使用することを目的として、平常時には一般行政事務に使用できる無線

(ア) 固定系(固定され、主には区民向け放送手段)防災行政無線及び移動系(携帯でき行政内部での連絡手段)防災行政無線の維持管理等を実施

- (イ) 平成 28 年度デジタル化実施設計に基づき、平成 30 年度～令和 2 年度の 3 か年で、
固定系防災行政無線のデジタル化を実施計画事業として実施

	局数	主な配備場所
固定系防災行政無線(子局)	65 局	小中学校、公園、区施設等
固定系防災行政無線(戸別受信機)	90 局	区立保育園、町会・自治会 ※ ¹
移動系防災行政無線(移動局)	267 局	区施設、地域避難所、関係機関等 ※ ²
公共安全モバイル (災害用スマートフォン)	220 局	区施設、地域避難所、関係機関等 ※移動系防災行政無線の運用終了に伴い、令和 8 年度より運用開始

※¹ 別途、区議会事務局にて 36 局配備

※² 令和 7 年度をもって運用終了

(4) 災害情報システム維持管理(災害情報共有システム+高所カメラ)

ア 根拠法規

災害対策基本法第 51 条、東京都震災対策条例第 45 条

目黒区災害対策基本条例第 6 条

イ 目的

災害発生時に情報の受発信・情報管理を円滑に行うため、災害情報システム等の維持管理を行う。

ウ 概要

(ア) 災害情報システムの保守及び高所カメラの維持管理を行っている。

(イ) 令和 2 年度の管理職等へのモバイル端末の導入に併せて、災害時の被害情報等の管理・伝達の機能を有するクラウド型の災害情報共有システムを導入し、令和 3 年度から本格運用を実施

(ウ) 災害における情報を迅速・確実に区民に届けるため、X、LINE、防災地図アプリ等の区民への情報発信媒体に対して一括で情報を配信することができる「災害情報一斉配信システム」を令和 5 年度導入

(エ) 災害情報一斉配信システムの導入により電話・FAX への情報配信も可能となったため、令和 5 年 11 月に新たに「電話・FAX による災害時緊急情報配信サービス事業」を開始

【電話・FAX による災害時緊急情報配信サービス事業概要】

① 事業目的

スマートフォン等の携帯電話を持たない区民に対しても災害時の情報を確実に伝達することを目的とする。

② 利用要件

・電話配信

目黒区在住でスマートフォン等の携帯電話を所有していない方

・FAX 配信

電話配信の対象者のうち、電話での配信情報を受信できない方

エ 執行額 単位：千円

3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
9,678	5,131	7,837	5,026	6,046

(5) 緊急地震速報システム維持管理

ア 根拠法規

災害対策基本法第 51 条、東京都震災対策条例第 45 条

目黒区災害対策基本条例第 6 条

イ 目的

震災時の初期対応に備えるため気象庁から配信される緊急地震速報システムを配備

ウ 概要

気象庁から震度 5 弱以上の地震予報が配信される緊急地震速報システムを、総合庁舎、大規模集客区有施設、区立保育園、小中学校、児童館・学童保育クラブなど 75 箇所に配備し、維持管理を行っている。緊急地震速報システムは、各施設の非常用放送設備やエレベータ設備等に連携している。

エ 執行額 単位：千円

3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
11,769	14,685	16,768	14,457	12,849

(6) 被災者生活再建支援システム維持管理

ア 根拠法規

災害対策基本法第 90 条の 2～第 90 条の 4

イ 目的

災害発生時において、被災者の早期生活再建を支援するため、被災者生活再建支援システム(共同利用)の維持管理を行う。

ウ 概要

建物被害認定調査、罹災証明書発行、被災者台帳作成等、被災者の生活再建支援に必要な業務を管理する、被災者生活再建支援システムの維持管理を行っている。

エ 執行額 単位：千円

3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
4,025	5,281	3,915	4,066	3,829

5-7 地域防災力の向上

5-7-1 防災意識の普及啓発事業

(1) 啓発冊子作成(防災行動マニュアル・防災マップ)

ア 目的

目黒区の防災対策や災害に対する備え、自助・共助の取組を周知することで、区民の防災知識の向上を図る。

イ 概要

(ア) めぐろ防災マップ

基本的な避難の流れ、安否確認の方法、避難所やA E D等の位置を載せた防災マップを掲載

(イ) 防災行動マニュアル

首都直下地震等の想定被害や、災害が起きた際の対応、地震・風水害への備えなど、自助・共助についての情報を掲載

ウ 実績

(ア) めぐろ防災マップ

年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
日本語版	6,000部	6,000部	6,000部	—	6,000部
英語版	2,000部	2,000部	2,000部	—	—
中国語版	1,000部	1,000部	1,000部	—	—
韓国語版	1,000部	1,000部	1,000部	—	—

(イ) 防災行動マニュアル

年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
日本語版	21,500部	20,000部	20,000部	15,000部	なし
英語版	2,000部	2,000部	2,000部	1,000部	なし
中国語版	1,000部	1,000部	1,000部	1,000部	なし
韓国語版	1,000部	1,000部	1,000部	1,000部	なし

エ 周知・配布

(ア) めぐろ防災マップ(日本語版)

防災課、戸籍住民課、各地区サービス事務所で配布、区公式Webサイトに掲載

(イ) めぐろ防災マップ(英語版・中国語版・ハングル版)

防災課、外国人相談窓口、各地区サービス事務所で配布、区公式Webサイトに掲載

(ウ) 防災行動マニュアル(日本語版)

防災課、戸籍住民課、各地区サービス事務所で配布、区公式Webサイトに掲載

(エ) 防災行動マニュアル(英語版・中国語版・ハングル版)

防災課、戸籍住民課、外国人相談窓口、各地区サービス事務所で配布、区公式Webサイトに掲載

(2) ハザードマップ作成(土砂災害・水害)

ア 根拠法規

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第8条第3項
水防法第15条3項

イ 目的

雨等による土砂災害や浸水等が発生した場合の被災想定区域や避難場所などを周知することで、区民の適切な避難を促進する。

ウ 概要

(ア) 土砂災害ハザードマップ

台風や大雨、地震による地盤の変化などにより、急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)のおそれがある区域(土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域)、避難方向などを掲載。がけ崩れの発生が予想される区域については、東京都が概ね 5 年ごとに、斜面や溪流及びその下流など土砂災害により被害を受けるおそれのある区域の地形、地質、土地利用状況等について実施している基礎調査に基づき、見直しを行い、指定及び解除を行っている。

令和 7 年 4 月 25 日及び 7 月 30 日に東京都建設局が土砂災害警戒区域等の指定と解除をしたため、令和 7 年 10 月に土砂災害ハザードマップを改定し、区域に変更があった周辺住民に改定後の土砂災害ハザードマップを配布

(イ) 水害ハザードマップ

「想定し得る最大規模の降雨」(総雨量 690 ミリメートル、時間最大雨量 153 ミリメートル)により浸水が予想される区域やその程度、避難所などを掲載

エ 実績

(ア) 土砂災害ハザードマップ

年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
印刷部数	—	—	—	—	5,300 部

(イ) 水害ハザードマップ

年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
日本語版	5,000 部	—	—	700 部	2,000 部
英語版	—	—	—	—	—
中国語版	—	—	—	—	—
韓国語版	—	—	—	—	—
暖色版 (色覚障害者用)	—	—	—	—	—

オ 周知・配布

(ア) 土砂災害ハザードマップ

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域内(北部・東部)で全戸配布
防災課で配布、区公式 Web サイトに掲載

(イ) 水害ハザードマップ

令和元年 5 月に区内で全戸、全事業所配布
防災課、各地区サービス事務所で配布、区公式 Web サイトに掲載

(ウ) 水害ハザードマップ(英語版・中国語版・韓国語版)

防災課、国際交流協会、外国人相談窓口で配布、区公式 Web サイトに掲載

(エ) 水害ハザードマップ(暖色版(色覚障害者用))

防災課、障害施策推進課で配布、区公式 Web サイトに掲載

(3) 職員向け救急救命講習会(職員対象)

ア 目的

区立施設等において応急救護を要する場面が生じた際、早期に的確な対応が図れるよう、職員の意識啓発、技術の習得・向上を図る。

イ 概要

東京防災救急協会のプログラムに則った講習を実施し、心肺蘇生法や止血法、AED操作などの救命方法を学ぶ。新規受講者向けと更新者向けの2種類があり、講習修了者には東京消防庁発行の認定証(3年間有効)が発行される。

ウ 実績

年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
新規	33人	218人	111人	119人	189人
再講習	319人	33人	191人	248人	172人
合計	352人	251人	302人	367人	361人
開催日数等	13日間 延19回	10日間 延16回	8日間 延15回	8日間 延16回	10日間 延18回

エ 執行額

単位：千円

3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
393	370	415	581	586

(4) AED維持管理関係

ア 目的

区の施設等又はその周囲において突然の心停止の状況となった場合、その場に居合わせた人が迅速にAED(自動体外式除細動器)を活用することにより、救命効果を図る。

イ 概要

各住区センターや体育館、プール等の区有施設を中心に76台設置

ウ 実績

年度		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
リース料(千円)		3,501	3,349	2,149	2,149	1,707
設置 台数	区有施設等	57台	57台	57台	56台	56台
	商店街	18台	18台	18台	18台	18台
	一時保管等	1台	1台	1台	2台	1台
	合計	76台	76台	76台	76台	76台

(5) 防災用品のあっせん(自助)

ア 目的

在宅避難における家庭や事業所での生活必需品等の備蓄災害対策の促進

イ 概要

区内在住者・在勤者及び区内事業所等を対象に、火災対策、地震対策、避難用品、備蓄品等の防災用品を、定価よりも安く(2~3割引)あっせん(葛飾福祉工場)

ウ 実績

あっせん取扱件数

年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
件数(件)	19	15	11	174	92
金額(千円)	137	242	110	1,255	872

※金額は申込者の購入金額

エ 周知・配布

あっせん商品を紹介するチラシやホームページへの掲載により周知(年 2 回町会回覧、各地区サービス事務所等で配布)

(6) 防災講演会

ア 根拠法規

目黒区地域防災計画

イ 目的

区民等の防災意識の普及・啓発を図るため、講演会を行う。

ウ 概要

大学教授、防災アドバイザーなどの防災に関する知識を有した者に講師を依頼し、防災講演会を開催

エ 実績(講演会参加者数)

元年度	防災講演会 168 人(1 月 19 日開催) 「世界一受けたい授業を目黒区で受けよう！めぞうあなたも防災備人～」講師:野村功次郎氏(防災家)
2・3 年度	中止(新型コロナウイルス感染症拡大防止)
4 年度	防災講演会(収録)(2 月 4 日開催) 「～あなたと大切な人を守るために～」 講師：高荷 智也(合同会社ソナエルワークス) かもんまゆ(一般社団法人スマートサプライズビジョン特別講師)
5 年度	防災講演会 20 人(令和 6 年 2 月 3 日開催) 「自助と共助の重要性」 講師：・加藤孝明氏(東京大学社会科学特任教授) ・神原咲子(神戸市看護大学看護学部災害・国際看護分野教授) 場所：中目黒 GT プラザホール
6 年度	防災講演会 81 名(11 月 3 日開催) 「在宅避難のススメー我が家を最強の砦にー」 講師：・葛西 優香(株式会社いのちとぶんか社 取締役・東日本大震災原子力災害伝承館 常任研究員・防災士) ・加藤 篤(特定非営利活動法人日本トイレ研究所 代表理事) ・隈本 邦彦(江戸川大学メディアコミュニケーション学部特任教授・名古屋大学減災連携研究センター客員教授) 場所：目黒区総合庁舎 2 階 大会議室

7 年度	防災講演会 100 名(令和 7 年 8 月 31 日開催) 「備えない防災？生活の一部にできる防災習慣」 講師：・葛西 優香(株式会社いのちとぶんか社 取締役・東日本大震災原子力災害伝承館 常任研究員・防災士) ・奥村 奈津美(防災アナウンサー×環境省アンバサダー) ・飯田 和子(株式会社WA・ON) 場所：目黒区総合庁舎 2 階 大会議室
------	---

オ 執行額(講師謝礼、保育謝礼、手話通訳謝礼) 単位：千円

3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
0	0	18	30	817

※令和 6 年度までは謝礼実績。令和 7 年度から委託料を含んだ金額を記載

(7) 起震車・煙ハウス・トイレトラックの出向

ア 根拠法規

目黒区地域防災計画

イ 目的

地震に対する自己判断力、行動力を高めるため、地震体験ができる起震車や、煙体験ハウスの防災訓練などへの出向を通じた防災啓発事業を行う。

ウ 概要

利用希望日の 3 か月前の応募日から 1 か月前までの応募日の間に防災課へ電話で空き状況を確認し、予約する。

申請後、地域防災力啓発専門指導員が申請団体の指定する訓練会場等へ出向し、地震体験や煙体験を通して啓発活動を実施

エ 実績(参加者総数)

年度		3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
参加者数	起震車	2,579 人	4,722 人	7,122 人	9,094 人	6,623 人
	煙体験ハウス	1,978 人	3,921 人	4,009 人	6,671 人	5,581 人
出向回数	起震車	33 回	46 回	66 回	74 回	62 回
	煙体験ハウス	20 回	32 回	41 回	64 回	61 回
	トイレトラック(既示)	-	-	-	-	4 回

※令和 7 年の申請団体のうち、小中学校が 35%、保育園・幼稚園・こども園が 17%、町会・自治会が 16%、事業所等が 13%申請・利用

オ 執行額 単位：千円

3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
1,129	1,122	1,115	1,115	1,134

5-7-2 防災士等育成・支援事業

(1) 防災士資格取得支援(区民対象)

ア 根拠法規

目黒区地域防災計画

イ 目的

防災士資格を有する地域防災リーダーを養成し、地域防災力の向上を図る。

ウ 概要

平成 24 年度から、地域防災力向上に貢献していただける方への支援として、防災士の資格取得にかかる経費を助成

また、防災士資格取得者の知識・技能の再確認の機会、さらに新しい知識・技能を習得する機会として、防災士フォローアップ研修を平成 31(令和元)年度から、毎年 1 回、区内在住の防災士を対象に開催

《助成内容》

研修講座受講料、資格取得試験受験料、防災士認証登録手数料、救命講習受講料
募集人数 10 人

《防災士フォローアップ研修》

令和 7 年度は、「災害対策基本法の基本(罹災証明書や個別避難計画制度化)について」、「気象災害・風水害～近年の気象状況や、自分の身を守るための方法～」をテーマとして講義を実施

エ 実績

(ア) 防災士資格取得数

3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
10 人	6 人	7 人	10 人	10 人

(イ) 防災士フォローアップ研修参加者数

3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
中止	47 人	62 人	61 人	63 人

オ 執行額

単位：千円

3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
495	1,362	1,227	1,274	1,386

(2) 防災士資格取得講座(区職員対象)

ア 根拠法規

目黒区地域防災計画

イ 目的

防災士資格を有する地域防災リーダーを養成し、初動対応職員などを対象とした職員向け防災士資格取得講座を行う。

ウ 概要

(ア) 平成 28 年度より事業開始。防災士資格取得講座を開催し、受講者の講座受講料・資格取得試験受験料等の助成を実施

- (イ) 平成 28 年度～30 年度までの 3 年間は、区職員、区議会議員、区民を対象に、防災士資格取得講座を開催していたが、元年度からは、民間事業者主催の研修に参加

エ 実績(防災士資格取得数)

年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
区職員	5 人	5 人	4 人	5 人	5 人
区議会議員	—	—	—	—	—
区民	—	—	—	—	—
合計	5 人	5 人	4 人	5 人	5 人

オ 執行額

単位：千円

年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
経費総額	299	298	270	308	308

※ 受講者旅費含む。

カ 目黒区内の防災士有資格者数

年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
男性	395 人	419 人	470 人	496 人	539 人
女性	175 人	192 人	215 人	244 人	273 人
合計	570 人	611 人	685 人	740 人	812 人

5-7-3 感震ブレーカー設置助成

(1) 感震ブレーカー設置支援事業(設置助成事業)

ア 根拠法規

目黒区感震ブレーカー等設置推進事業助成金交付要綱

イ 目的

木造住宅密集地域における、大規模地震後の通電火災発生を抑制するための感震ブレーカーの設置を支援

ウ 概要

(ア) 助成対象

特定地区※内(木造住宅密集地域)に存する木造の建築物に居住する者又は当該建築物内において事業を営む者であって、当該建築物に感震ブレーカー等を設置する者で、前年度の住民税を滞納していない者

※特定地区

目黒本町五丁目・六丁目全域、原町一丁目全域、原町二丁目 1～4 番・7～13 番、洗足一丁目 1～4 番・10～24 番、碑文谷一丁目 4～9 番

(イ) 助成内容

① 一般世帯 助成対象経費の 3 分の 2(5 万円を超える場合は、5 万円)

② 特例世帯 助成対象経費の 10 分の 10(8 万円を超える場合は、8 万円)

(特例世帯は、①65 歳以上のみの世帯(単身者含む。)、②要介護者がいる世帯、③障害者がいる世帯、④非課税世帯のいずれかに該当する世帯)

エ 実績

年度		3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
一般世帯	件 数（件）	2	2	5	1	1
	助 成 額（円）	98,000	100,000	221,000	18,000	16,000
特例世帯	件 数（件）	9	9	3	2	2
	助 成 額（円）	648,000	697,500	190,000	134,000	106,000
合 計	件 数（件）	11	11	8	4	3
	助 成 額（円）	746,000	797,500	411,000	202,000	122,000

（２） 感震ブレーカー無償配付事業

ア 根拠法規

簡易型感震ブレーカー配付事業実施要綱

イ 目的

国が目標として掲げる延焼のおそれのある密集市街地における感震ブレーカーの普及率（25％）の実現を図るため、令和 5 年度からの 3 年間で区内の木造住宅密集地域における大規模地震後の通電火災発生を抑制するための感震ブレーカーの設置を促進

ウ 配付対象

特定地区※内（木造住宅密集地域）に存する建築物に居住する者又は当該建築物内において事業を営む者であって、配付を希望する者

※特定地区：目黒本町四～六丁目、原町一・二丁目、洗足一丁目、祐天寺一丁目

エ 実績

年度	5 年度	6 年度	7 年度
申込件数	1,025 件	230 件	847 件
対応完了件数	713 件	216 件	842 件

5-7-4 防災地図アプリケーション

（１） 防災地図アプリケーション

ア 根拠法規

目黒区地域防災計画

イ 目的

常時携帯していることが多いスマートフォンや、タブレット端末で利用できる防災地図アプリを配信することにより、最寄りの地域避難所、広域避難場所等の防災情報を区民に周知するとともに、災害時等において適切な避難行動を促す。

ウ 概要

平成 26 年 2 月より日本語版、平成 28 年 12 月より英語版を配信開始

令和 3 年 4 月からリニューアル

目黒区内の地域避難所、広域避難場所、自主避難所、A E D 設置公共施設、医療救護所、警察署・消防署、給水拠点、土のう設置場所等の防災情報の検索が可能

また、インターネットが利用できない状況下でも、端末の GPS 機能を使い、現在地からの最寄りの検索地までの距離を調べることが可能

リニューアル後は、各地域避難所の開設状況の表示や、水害ハザードマップと連携して現在地が浸水想定区域かどうかを示す機能、アプリ登録者への避難情報等のプッシュ通知機能などを追加

エ 実績(各年度末時点でのダウンロード累計数)

3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
13,797	15,536	17,017	18,418	19,626

オ 執行額

(ア) 保守点検費用

単位：千円

3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
3,231	3,231	3,287	3,419	3,419

(イ) 更新・改修経費等

単位：千円

3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
0	0	985	0	0

※引継ぎパスワード等提供作業委託を含む。

5-8 帰宅困難者対策

(1) 帰宅困難者対策事業

ア 根拠法規

東京都帰宅困難者対策条例

イ 目的

発災時における帰宅困難者の発生による混乱を防止するため、駅周辺帰宅困難者対策協議会の設立・運営を支援し、各駅の対策の充実を図る。また、駅周辺だけでなく、徒歩で主要道路等を帰宅する避難者を支援するため、民間施設を活用した一時滞在施設の確保にも取り組む。

ウ 概要

(ア) 帰宅困難者対策協議会

国では、大規模な震災の発生が社会経済に与える影響に鑑み、都市再生整備地域、主要駅(乗降客数が 30 万人以上)、中心駅(特別区にあっては 20 万人以上)の駅周辺対策を推進

複数の路線が乗り入れる主要駅のうち目黒駅及び中目黒駅について、行政機関、鉄道事業者、周辺の民間事業者等が主体となって運営する帰宅困難者対策協議会に対し、運営に係る支援を行っている。

また、自由が丘駅は主要駅に該当しないが、目黒駅及び中目黒駅と同様の支援を行っている。

(イ) 一時滞在施設

行き場のない帰宅困難者を原則 3 日間受け入れる施設。区では、以下の 7 施設と協定を締結している（予定を含む。）。

- ① 立正佼成会目黒教会(碑文谷五丁目)(平成 29 年度に協定締結)
- ② 東京音楽大学(上目黒一丁目)(令和元年度に協定締結)
- ③ トヨタモビリティ東京株式会社目黒店(目黒本町二丁目)(令和元年度に協定締結)
- ④ 宗教法人正覚寺(中目黒三丁目)(令和 2 年度に協定締結)
- ⑤ トヨタモビリティ東京株式会社レクサス目黒(碑文谷二丁目)(令和 3 年度に協定締結)
- ⑥ 株式会社中目黒ジーティー(上目黒二丁目)(令和 7 年度に協定締結)
- ⑦ 東京地方裁判所中目黒庁舎(中目黒二丁目)(令和 8 年度に協定締結予定)

エ 実績

(ア) 目黒駅周辺帰宅困難者対策協議会

年度	支援内容
3	民間コンサルタント会社による運営支援委託
4	協議会用備品購入
5	民間コンサルタント会社による運営支援委託
6	支出実績なし(令和 6 年度は品川区が事務局のため)
7	民間コンサルタント会社による運営支援委託・エリア防災計画の改定

(イ) 中目黒駅周辺帰宅困難者対策協議会

年度	支援内容
3	民間コンサルタント会社による運営支援委託、協議会用備品購入
4	民間コンサルタント会社による運営支援委託
5	民間コンサルタント会社による運営支援委託
6	民間コンサルタント会社による運営支援委託・エリア防災計画の改定
7	民間コンサルタント会社による運営支援委託

(ウ) 一時滞在施設備蓄品購入費補助

3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
東京音大 正覚寺	東京音大	東京音大	東京音大 立正佼成会	東京音大

(エ) 一時滞在施設スマートフォン等充電環境整備補助

4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
立正佼成会・正覚寺	実績なし	実績なし	実績なし

オ 執行額

単位：千円

3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
13,554	6,723	12,793	17,401	18,083

5-9 災害対策基金積立

(1) ふるさと納税

ア 目的

災害に強いまちづくりの推進に向けふるさと納税による寄付金を計画的かつ有効に活用

イ 実績

近年、大規模地震、豪雨災害など災害が激甚化・頻発化していることを背景に、区民の災害に対する警戒感が高まっており、ふるさと納税における寄付額が、過去3年で平均年間500万円を超える金額で推移している。

寄付者の意向に沿って、災害に強いまちづくりの推進に向けて、寄付金を計画的かつ有効に活用していくために目黒区災害対策基金を創設

(ア) 寄付の状況

単位：千円

年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
寄付金額	4,024	4,338	7,072	7,022	7,429

(イ) 寄付金の活用事例

2年度	新たに福祉避難所となる「こぶしえん」に配備する資機材等(寝袋、発電機等)を購入
3年度	水害ハザードマップの印刷 災害時の帰宅困難者受入れに関して、区と協定を締結している民間一時滞在施設に対して、備蓄品の購入に係る費用の一部を支援
4年度	区内計38か所の地域避難所に配備する外国人避難者のための自動翻訳機を購入
5年度	災害時に蓄電池としての利用が可能な電気自動車1台を購入
6年度	地域避難所におけるプライバシー確保のためのテントを購入
7年度	災害対策基金への積み立て

5-10 防災広報の取組

(1) 目的

防災対策や災害に対する備え、自助・共助の取組みを周知することで、区民の防災意識の向上を図る。

(2) 実績

防災行動マニュアルを作成し、適宜改訂を実施

めぐろ区報令和5年9月1日号では、関東大震災から100年の節目の年を迎え、関東大震災発生時の被災写真とロゴマークを掲載

令和6年9月1日号では、在宅避難の基本について掲載した。

また、併せて区公式Webサイトの内容も一新

さらに、SNSでは、区民が防災について身近に感じることができるよう、令和6年3月にLINEのリッチメニューに「防災」を追加し、コンテンツを3つ(「防災に関する地図」「避

難所一覧」「防災気象情報」)作成するとともに、令和 6 年 9 月の防災週間に合わせて、新たにコンテンツを 2 つ(「防災用品・消火器のあっせん」、「防災訓練」)追加

5-1 1 要配慮支援者への対応

(1) 目的

発災時における要配慮支援者の安否確認や支援等を組織的に行うことで、配慮が必要な区民への適切な対応を行う。

(2) 概要

要介護 1～5、身体障害者手帳 1～3 級、愛の手帳、ひとりぐらし高齢者登録者及びその他希望者を対象として安否確認用の「対象者名簿」を整備し、地域避難所に保管

また、「対象者名簿」の中から外部情報の提供に同意があった者のみの「登録者名簿」も別途作成しており、消防署、警察署、民生委員・児童委員、協定を締結した町会、自治会で保管し、発災時の地域の安否確認活動に活用

さらに、個々の避難行動要支援者に係る緊急連絡先や医療情報、避難支援者を記載した「災害時個別支援プラン」の作成を進めている。

○避難行動要支援者名簿 搭載者数 16,354 人(R6.2.1 現在)

○うち、登録者名簿 登載者数 10,168 人(R6.2.1 現在)

○名簿保管の町会・自治会等 61/86(令和 6 年 8 月 26 日現在):個人情報取扱いの協定を結んだ町会・自治会に提供

令和8年度 危機管理部事業概要(令和7年度実績)

令和8年8月発行

発行 目黒区

編集 目黒区危機管理部危機管理課

東京都目黒区上目黒二丁目19番15号

電話 03-5722-9164